令和7年 第19回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和7年11月20日

○議 題

議案第81号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第82号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第83号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第84号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

○次回開催日

令和7年12月1日(月) 10:00~ 区長応接室

○次々回開催日

令和8年1月20日(火) 9:30~ 区長応接室

引き続き 10:00~ 令和7年度市・区選挙管理委員会委員研修会

(※区長応接室にて、オンラインでの受講を予定)

議案第81号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年11月20日

福岡市中央区選挙管理委員会 委員長 楠 正信

1	抹消了	678人	
	内訳	死亡者	102人
		国籍喪失者	0人
		市外転出者	575人
		登録移転者	1人
		0人	
		一般誤載者	0人
		重複登録者	0人
		住民票職権消除者	0人
		判決の確定による者	0人

2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり

3 抹消年月日 令和7年11月20日

(根拠)

議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四 箇月を経過するに至つたとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

参考

1. 抹消基準日 令和7年11月20日

2. 抹消者の内訳

単位:人

区分	死亡者	転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	46	285	0	0	331
女	56	290	1	0	347
計	102	575	1	0	678

議案第82号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年11月20日

福岡市中央区選挙管理委員会 委員長 楠 正信

1 抹消する者の数2人内訳 国内転入者2人

2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり

3 抹消年月日 令和7年11月20日

(根拠)

議決及び告示 公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

- 第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者に ついて次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から 抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至つたときは、その旨を告示 しなければならない。
- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸 籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至つたとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は 在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知つたとき。

議案第83号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年11月20日

福岡市中央区選挙管理委員会 委員長 楠 正信

1 登録する者の数 2人

2 登録する者の氏名等 別紙のとおり

3 登録年月日 令和7年11月20日

(根拠)

議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

議案第84号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から 抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和7年11月20日

福岡市中央区選挙管理委員会 委員長 楠 正信

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数 1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日 令和7年11月20日

(根拠)

議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

第三十条の六

2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三 十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第三十条の十三第二項に おいて「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、 当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。